

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	雨水流出増加行為（第三条―第九条）
第三章	湛 ^{たん} 水想定区域内での盛土行為（第十条―第十五条）
第四章	雨水流出抑制施設の機能の保全（第十六条―第十八条）
第五章	雑則（第十九条―第二十四条）
第六章	罰則（第二十五条―第二十九条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により国土交通大臣が定める河川整備基本方針に基づく知事の実務管理する河川及び当該河川が接続する河川の整備が完了するまでの間において、雨水流出量を増加させるおそれのある行為及び過去における洪水の状況を基に湛^{たん}水することが想定される土地において盛土をする行為に関し、雨水流出抑制施設の設置等の必要な規制を行うことにより、浸水被害の発生及び拡大を防止し、もって県民の生命、身体及び財産の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 雨水流出量地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。
- 二 雨水流出抑制施設雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の発生及び拡大の防止を目的とするものをいう。
- 三 開発区域都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十三項に規定する開発区域をいう。
- 四 開発行為都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。

第二章 雨水流出増加行為

（雨水流出増加行為の許可）

第三条 次に掲げる行為であつて雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのあるもの（以下「雨水流出増加行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 開発区域の面積が一ヘクタール以上の開発行為
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が一ヘクタール以上のもの

（申請の手続）

第四条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 雨水流増加行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 雨水流増加行為に関する工事の計画
- 三 雨水流抑制施設の設置に関する工事（以下「対策工事」という。）の計画
- 四 その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

（許可の基準等）

第五条 知事は、第三条の許可の申請があつたときは、その対策工事の計画が当該行為区域における雨流出量の増加を抑制するために必要な措置を規則で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

2 知事は、第三条の許可に、行為区域における雨水流増加行為による雨流出量の増加を抑制するために必要な条件を付することができる。

（許可の特例）

第六条 国又は地方公共団体が行う雨水流増加行為については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって第三条の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

第七条 第三条の許可を受けた者は、第四条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第三条の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項又は第三項の場合における次条の規定の適用については、第一項の規定による許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第三条の許可の内

容とみなす。

（工事完了の検査等）

第八条 第三条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水流出増加行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による工事を完了した旨の届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査するものとする。

3 知事は、前項の検査の結果第一項の工事が第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該工事に係る雨水流出抑制施設の設置場所その他の事項を告示するものとする。

（雨水量の増加の抑制）

第九条 雨水流出増加行為のほか、雨水量を増加させるおそれのある行為をしようとする者は、雨水流出抑制施設の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 湛水想定区域内での盛土行為

（湛水想定区域）

第十条 知事は、河川整備状況を踏まえ、過去における洪水の状況を基に湛水することが想定される区域を湛水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び湛水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、指定の区域及び湛水した場合に想定される水深を公表するものとする。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（湛水想定区域内に盛土をする場合の必要な措置）

第十一条 湛水想定区域内の土地に盛土をしようとする者は、雨水流出抑制施設の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（湛水想定区域内での盛土行為の届出）

第十二条 次に掲げる行為であつて湛水想定区域内の土地に盛土をするもの（以下「盛土行為」という。）をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 開発区域の面積が一ヘクタール以上の開発行為

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が一ヘクタール以上のもの

2 前項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 盛土行為をする土地の区域の位置、区域及び規模

二 盛土行為に関する工事の計画

三 対策工事の計画

四 その他規則で定める事項

3 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(変更の届出)

第十三条 前条第一項の規定による届出をした者は、同条第二項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

3 前条第一項の規定による届出をした者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(完了等の届出)

第十四条 第十二条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(届出に対する勧告等)

第十五条 知事は、第十二条第一項、第十三条第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該届出の内容が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第四章 雨水流抑制施設の機能の保全

(標識の設置)

第十六条 第三条の許可を受けた者又は第十二条第一項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る対策工事が完了したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の公衆の見やすい場所に、雨水流抑制施設が存する旨を表示した標識を

設けなければならない。

一 雨水流抑制施設の敷地である土地

二 建築物等に雨水流抑制施設が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地

（雨水流抑制施設の機能の確保）

第十七条 雨水流抑制施設の所有者等（当該雨水流抑制施設の敷地である土地（建築物等に雨水流抑制施設が設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該雨水流抑制施設に係る部分）の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。）は、当該雨水流抑制施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するよう努めなければならない。

（雨水流抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の届出等）

第十八条 第八条第三項の規定により告示された雨水流抑制施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 雨水流抑制施設の全部又は一部の埋立て

二 雨水流抑制施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築

三 雨水流抑制施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水流抑制施設に係る部分に関するものに限る。）

四 前三号に掲げるもののほか、雨水流抑制施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で規則で定めものの

2 前項の規定による届出をしようとする者は、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他規則で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該雨水流抑制施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることが出来る。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(監督処分)

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第三条若しくは第七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三条又は第七条第一項の規定に違反して、雨水流増加行為をした者

二 第三条又は第七条第一項の許可に付した条件に違反した者

三 雨水流増加行為であつて、行為区域における雨水流量の増加を抑制するために必要な措置を第五条第一項の規則で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

四 詐欺その他の不正な手段により第三条又は第七条第一項の許可を受けた者

(立入検査)

第二十条 知事は、この条例の規定による権限を行うために必要限度において、その職員に、雨水流増加行為又は盛土行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水流増加行為若しくは盛土行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収等)

第二十一条 知事は、第三条若しくは第七条第一項の許可を受けた者又は第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による届出をした者に対し、当該許可若しくは届出に係る土地又は当該許可に係る雨水流増加行為若しくは当該届出に係る盛土行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすることができる。

2 知事は、第十八条第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る雨水流抑制施設又は当該届出に係る行為の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(湛^{たん}水想定区域の指定のための立入調査)

第二十二條 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項の規定による湛水想定区域の指定のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、調査することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(市町村の条例との関係)

第二十三條 市町村が定める浸水被害の防止のための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第二十四條 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第二十五條 第十九條の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条又は第七条第一項の規定に違反して、雨水流増加行為をした者

二 第二十条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第二十二條第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項（工事の完了の届出に係る部分に限る。）、第十二條第一項、

第十三條第一項、第十四條（工事の完了の届出に係る部分に限る。）又は第十

八條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一條第一項又は第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第七条第三項、第八条第一項（工事の廃止の届出に係る部分に限る。）又は第十四条（工事の廃止の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条の規定に違反して、標識を設けなかった者

附則

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第十条の規定は、同年六月一日から施行する。

2 第三条及び第十二条第一項の規定は、この条例の施行前に規則で定める許可等を受けている者が行う当該許可に係る雨水流出増加行為若しくは盛土行為又はこの条例の施行の際現に着手している雨水流出増加行為若しくは盛土行為については、適用しない。

附則（令和六年十二月二十四日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行する。